

(その1)

# 収支報告書

令和5年分  
開催分

(ふりがな)

にっぽんいしんのかい しゅうぎいん ひろしまけんたいよんせんきょくしぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院広島県第4選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 広島県東広島市西条町下見4623番地15

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
空本 誠喜

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
空本 正道

事務担当者の氏名

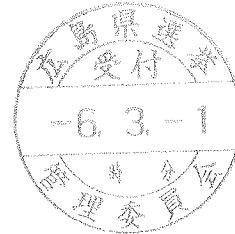
(姓) (名)  
大下 義武  
(電話) 03-3508-7451  
小倉 由記子  
(電話) 03-3508-7451  
空本 誠喜  
(電話) 082-421-8146

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 空本 誠喜
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)



整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
4930		有・無	有・無

資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	14,132,086
(前年からの繰越額)	3,800,000
(本年の収入額)	10,332,086
支 出 総 額	9,832,086
翌年への繰越額	4,300,000

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	179,892	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	179,892	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	179,892	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/1/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/4/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	R5/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	10,000,000			
	合 計	10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	152,194	
	合 計	152,194	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	沖宗正明	150,000	R5/4/19	広島県広島市安芸区中野五丁目28番9号	医師		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	150,000					
	その他の寄附	29,892					
	合 計	179,892					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	398,146	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	3,139,110	0	
(4) 事 務 所 費	2,224,885	0	
小 計	5,762,141	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,275,959	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	2,573,511	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	2,573,511	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	220,475	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	4,069,945	0	
合 計	9,832,086		

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気料金 (12月分)	33,685	R5/1/9	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
2	電気料金 (1月分)	13,246	R5/2/2	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
3	電気料金 (1月分)	52,170	R5/2/2	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
4	電気料金 (2月分)	10,020	R5/3/3	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
5	電気料金 (2月分)	32,695	R5/3/3	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
6	電気料金 (3月分)	21,168	R5/4/19	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
7	電気料金 (4月分)	14,821	R5/5/11	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
8	電気料金 (5月分)	14,108	R5/6/6	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
9	電気料金 (6月分)	16,559	R5/7/4	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
10	電気料金 (7月分)	17,066	R5/8/2	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
11	電気料金 (8月分)	22,626	R5/9/4	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
12	電気料金 (9月分)	16,741	R5/10/3	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
13	電気料金 (10月分)	16,085	R5/11/2	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
14	電気料金 (11月分)	18,802	R5/12/4	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4-33	徴難
15						
	この頁の小計	299,792				
	その他の支出	98,354				
	合 計	398,146				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	プリンタ代	55,000	R5/5/15	株式会社ライフアークス	広島県広島市中区住吉町15番30号	
2	PC代	62,800	R5/5/19	株式会社日本IIP	東京都港区港南1-2-70品川シーズンテラス21階	
3	広報機器費	150,700	R5/6/23	電化シティーはやし	広島県東広島市高屋町小谷3299-1	
4	タブレット購入費	59,616	R5/12/16	株式会社ベルパーク	広島県東広島市西条下見6-10-11	
5	ガソリン代	20,000	R5/1/4	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
6	消耗品費	11,400	R5/1/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
7	消耗品費	14,530	R5/1/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
8	ガソリン代	20,000	R5/1/10	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
9	消耗品費(修理を含む)	59,450	R5/1/11	有限会社アフロディーテ	東京都杉並区成田東5-35-7	振込
10	ガソリン代	20,000	R5/1/21	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
11	ガソリン代	20,000	R5/2/6	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
12	消耗品費	34,200	R5/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
13	消耗品費	10,550	R5/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
14	消耗品費	10,590	R5/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
15	消耗品費	32,530	R5/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
	この頁の小計	581,366				



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	ガソリン代	20,000	R5/2/21	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
17	消耗品費（事務用紙）	24,750	R5/3/8	旬空本印刷所	広島県呉市本通5丁目11-23	
18	ガソリン代	20,000	R5/3/8	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
19	消耗品費	67,760	R5/3/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
20	消耗品費	39,300	R5/3/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
21	カー用品代（バッテリーおよびタイヤ）	106,460	R5/3/13	株式会社サコダ車輛	広島県広島市佐伯区五日市町石内4193-1	
22	消耗品費	20,000	R5/3/14	有限会社吉田省次郎商会 フラワーショップ 吉田	東京都品川区南品川2-17-13	
23	ガソリン代	20,000	R5/3/20	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
24	消耗品費	67,760	R5/4/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
25	消耗品費	110,000	R5/4/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
26	ガソリン代	20,000	R5/4/15	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
27	ガソリン代	20,000	R5/5/7	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
28	消耗品費	12,200	R5/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
29	消耗品費	12,480	R5/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
30	消耗品費	31,800	R5/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
	この頁の小計	592,510				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
31	ガソリン代	20,000	R5/5/26	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
32	お花代	25,000	R5/6/8	母さんの台所	東京都中央区銀座7-5-16-1F	
33	消耗品費	21,386	R5/6/11	ジュンテンドー 八本松店	広島県東広島市八本松東6-3-7	
34	消耗品費	38,555	R5/6/12	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
35	ガソリン代	20,000	R5/6/12	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
36	消耗品費	38,555	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
37	消耗品費	44,955	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
38	消耗品費	10,990	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
39	消耗品費	19,900	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
40	消耗品費	45,000	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
41	消耗品費	14,260	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
42	消耗品費	21,386	R5/7/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
43	ガソリン代	20,000	R5/7/25	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
44	消耗品費	44,955	R5/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
45	消耗品費	48,081	R5/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
	こ の 頁 の 小 計	433,023				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
46	消耗品費	17,529	R5/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
47	消耗品費	20,460	R5/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
48	消耗品費	13,300	R5/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
49	ガソリン代	20,000	R5/8/10	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
50	ガソリン代	20,000	R5/8/15	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
51	ガソリン代	20,000	R5/8/26	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
52	ガソリン代	20,000	R5/9/10	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
53	消耗品費	13,830	R5/9/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
54	消耗品費	10,623	R5/9/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
55	消耗品費	49,500	R5/9/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
56	消耗品費	41,580	R5/9/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
57	消耗品費	14,383	R5/9/18	ジュンテンドー八本松店	広島県東広島市八本松東6-3-7	
58	消耗品費	13,783	R5/9/22	サイクルベースあさひ 東広島店	広島県東広島市西条中央7-3-7	
59	ガソリン代	20,000	R5/9/23	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
60	ガソリン代	20,000	R5/10/7	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
	この頁の小計	314,988				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
61	ガソリン代	20,000	R5/10/8	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
62	消耗品費	30,414	R5/10/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
63	消耗品費	13,950	R5/10/29	どうぐ屋・だぐ工房	兵庫県伊丹市西台2-5-7	
64	消耗品費	43,900	R5/10/29	とら吉	埼玉県入間市下藤沢1269-1アークイン武蔵藤沢206	
65	ガソリン代	20,000	R5/10/29	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
66	消耗品費	18,000	R5/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
67	消耗品費	10,800	R5/11/24	コーナンゆめモール西条店	大阪府堺市西区鳳東町4-401-1	
68	消耗品費	36,920	R5/12/1	宮田油業株式会社	広島県広島市南区段原日出2-3-20	
69	消耗品費	22,000	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
70	消耗品費	32,015	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
71	消耗品費	26,400	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
72	消耗品費	33,550	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
73	消耗品費	16,409	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
74	ガソリン代	20,000	R5/12/17	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
75	ガソリン代	20,000	R5/12/25	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
	こ の 頁 の 小 計	364,358				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
76	OA消耗品	23,100	R5/9/12	ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
	この頁の小計	23,100				
	その他の支出	829,765				
	合 計	3,139,110				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	リース料	43,560	R5/1/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
2	リース料	43,560	R5/2/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
3	リース料	43,560	R5/4/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
4	リース料	43,560	R5/4/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
5	リース料	43,560	R5/5/29	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
6	リース料	43,560	R5/6/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
7	リース料	43,560	R5/7/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
8	リース料	43,560	R5/8/28	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
9	リース料	43,560	R5/9/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
10	リース料	43,560	R5/10/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
11	リース料	43,560	R5/11/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
12	リース料	43,560	R5/12/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	徴難
13	会計監査料	30,000	R5/3/6	税理士 見世俊夫	広島県広島市中区八丁堀5番22号	振込
14	維持費	10,800	R5/5/17	東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	
15	維持費	10,800	R5/5/17	東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	
	この頁の小計	574,320				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	自動車保険	38,680	R5/12/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	徴難
17	通信費	25,379	R5/1/4	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
18	通信費	22,428	R5/1/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
19	通信費	28,129	R5/2/28	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
20	通信費	23,631	R5/3/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
21	通信費	22,278	R5/5/1	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
22	通信費	25,171	R5/5/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
23	通信費	24,380	R5/6/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
24	通信費	25,326	R5/7/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
25	通信費	26,837	R5/8/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
26	通信費	25,307	R5/10/2	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
27	通信費	27,966	R5/10/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
28	通信費	23,072	R5/11/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	徴難
29						
	この頁の小計	338,584				
	その他の支出	1,311,981				
	合 計	2,224,885				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,180				
	合 計	3,180				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	航空券代	95,480	R5/1/12	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル	
2	宿泊費	31,900	R5/3/31	アパサービス株式会社	東京都港区赤坂3-2-3	
3	ガソリン代	20,000	R5/5/12	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
4	J R乗車券	16,300	R5/5/21	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	徴難
5	J R乗車券	16,300	R5/5/21	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	徴難
6	ガソリン代	20,000	R5/7/3	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
7	宿泊費	70,600	R5/7/24	ホテルスキップ(株)	東京都港区赤坂2丁目17-7赤坂溜池タワー6F	
8	J R乗車券	18,380	R5/8/5	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
9	J R乗車券	18,380	R5/8/8	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
10	J R乗車券	18,380	R5/8/24	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
11	J R乗車券	18,380	R5/8/27	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
12	カーシェアリング	22,326	R5/10/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
13	J R乗車券	18,380	R5/10/22	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
14	J R乗車券	18,380	R5/10/22	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
15	J R乗車券	18,380	R5/10/24	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
	この頁の小計	421,566				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	J R乗車券	18,380	R5/10/24	東海旅客鉄道株式会社	東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビル A棟,	
17	ガソリン代 (ENEOS)	10,280	R5/11/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	徴難
18	カーシェアリング	37,286	R5/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
19	ガソリン代	20,000	R5/11/28	宮田油業株式会社カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
20	カーシェアリング	36,306	R5/12/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
21						
	この頁の小計	122,252				
	その他の支出	728,961				
	合計	1,272,779				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	印刷費	32,530	R5/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
2	印刷費	55,000	R5/7/3	株式会社沼田総合印刷	広島県広島市安佐南区沼田町阿戸657-1	
3	印刷費	85,800	R5/9/26	有限会社空本印刷所	広島県呉市本通5丁目11-23	
4	印刷費	46,212	R5/10/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
5	印刷費	53,153	R5/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
6	印刷費	708,070	R5/12/22	総合印刷 空本印刷	広島県広島市南区東雲本町2丁目4-6	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	980,765				
	その他の支出	0				
	合 計	980,765				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	広報掲示板費	169,400	R5/6/29	株式会社ヤマコー	京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂54-2	振込
2	政党広報板掲示作業(養生作業)	20,000	R5/6/30	山田章	広島県呉市音戸町藤脇2丁目30-13	
3	政党広報板掲示作業(養生作業)	20,000	R5/7/30	山田章	広島県呉市音戸町藤脇2丁目30-13	
4	政党広報板掲示作業(養生作業)	20,000	R5/8/30	山田章	広島県呉市音戸町藤脇2丁目30-13	
5	政党広報板掲示作業(養生作業)	20,000	R5/9/30	山田章	広島県呉市音戸町藤脇2丁目30-13	
6	政党広報板掲示作業(養生作業)	20,000	R5/10/30	山田章	広島県呉市音戸町藤脇2丁目30-13	
7	ポスティング代	22,600	R5/10/13	株式会社ポスネット 広島	広島県広島市南区東雲本町2-21-2東雲奥野ビル	
8	Web維持費	39,600	R5/11/5	株式会社 アスペック	広島県広島市西区商工センター1-2-19	振込
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	310,000				
	合計	641,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝自動車 リース料・維持費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	整備代 (株)アンフィニ広島：広島県広島市南区大洲1丁目3-44)	200,800	R5/1/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
2	部品代	17,920	R5/3/8	株式会社サコダ車輛	広島県広島市佐伯区五日市町石内4193-1	
3	車輛付属品	180,000	R5/3/13	株式会社サコダ車輛	広島県広島市佐伯区五日市町石内4193-1	
4	整備費	85,540	R5/3/13	株式会社サコダ車輛	広島県広島市佐伯区五日市町石内4193-1	
5	整備費	187,044	R5/5/8	株式会社ルマンオート	広島県東広島市鏡山3丁目6-14	
6	整備代 (株)アンフィニ広島：広島県広島市南区大洲1丁目3-44)	139,187	R5/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
7	機材費	49,500	R5/6/23	電化シティーはやし	広島県東広島市高屋町小谷3299-1	
8	工事費	44,530	R5/6/23	電化シティーはやし	広島県東広島市高屋町小谷3299-1	
9	整備代 (株)アンフィニ広島：広島県広島市南区大洲1丁目3-44)	34,426	R5/10/2	(株)アンフィニ広島	広島県広島市南区大洲1-3-44	振込
10						
11						
12						
	この頁の小計	938,947				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝自動車 リース料・維持費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	12,199				
	合 計	951,146				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	購読料(ダイヤモンドオン ライン)	19,800	R5/3/10	三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4-5-15	徴難
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	19,800				
	その他の支出	193,238				
	合 計	213,038				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	資料費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	7,437				
	合 計	7,437				



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 29日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院広島県第4選挙区支部

会計責任者の氏名 空本 正道



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

# 政治資金監査報告書

令和6年2月29日

日本維新の会 衆議院 広島県第4選挙区支部  
代表 空本 誠喜 殿

登録政治資金監査人 税理士 見世俊夫 印  
登録番号 第 3558 号  
研修修了年月日 平成 22 年 5 月 13 日

## 1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会 衆議院 広島県第4選挙区支部の令和5年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会 衆議院 広島県第4選挙区支部の主たる事務所において行った。

## 2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3. 業務制限

日本維新の会 衆議院 広島県第4選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、日本維新の会 衆議院 広島県第4選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上